

2013 年 7 月 22 日

みずほコーポレート銀行（中国）有限公司

中国アドバイザー一部

—金融政策関連—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス

（ 第 274 号 ）

中国人民銀行、 銀行貸付金利を自由化 預金金利の上限は変わらず

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

中国人民銀行は、2013 年 7 月 19 日付で『利率市場化改革のさらなる推進に関する通達』（銀発[2013]180 号、以下『180 号通達』という）を公布し、翌 20 日より銀行貸付金利の下限を中国人民銀行が定める基準金利の 70%とする規制を撤廃すると発表しました。銀行等の金融機関は今後、市場ニーズや資本コスト、信用リスク等に基づいて貸付金利を自主的に決定できるようになります。

同行は今回、20 カ国・地域（G20）財務相・中央銀行総裁会議が開催されるタイミングに合わせ、貸付金利の自由化を発表した形です。『180 号通達』は同時に、銀行手形割引に係る金利規制も撤廃し、金融機関が割引金利を自主的に決定できるようにしたほか、農村信用社における貸付金利上限（基準金利の 230%）を撤廃しました。その一方で、中国政府の不動産マクロコントロール政策を維持するため、個人向け住宅ローンについては基準金利 70%の下限を維持するとしています。

【図表 1】人民元建て預金・貸付基準金利

(2013 年 7 月 22 日現在) 単位：%

預金基準金利		貸付基準金利	
普通預金	0.35	6 カ月	5.60
定期預金		1 年	6.00
3 カ月	2.60	1 年～3 年	6.15
6 カ月	2.80	3 年～5 年	6.40
1 年	3.00	5 年超	6.55
2 年	3.75		
3 年	4.25		
5 年	4.75		

（中国人民銀行の通達に基づき、
中国アドバイザー一部作成）

□ 市場への影響は限定的か

中国人民銀行はこれまで、金融システムの安定化を図るため、銀行の貸付・預金金利に制限を設け、銀行等の金融機関に一定の収益を保証してきました。2004年10月に貸付金利の上限、預金金利の下限が撤廃されたものの、貸付金利の下限、預金金利の上限には制限が課されたままとなっていました（図表2 参照）。

銀行貸付金利の下限は 2012 年 7 月、基準金利の 70%まで拡大されましたが、実際の基準金利以下で

の貸付は、金融機関による貸付全体の10%強にとどまっています（図表3参照）。そのため、貸付金利下限撤廃の市場への影響は、今のところ限定的と見られますが、中長期的には銀行の収益構造を圧迫し、銀行間の競争がさらに激化していくものと予想されます。

【図表2】中国人民銀行による金利規制緩和の流れ

2004年10月29日	貸付金利の上限規制を撤廃（下限は基準金利の90%） 預金金利の下限規制を撤廃
2012年6月8日	貸付金利の下限を基準金利の80%まで拡大 預金金利の上限を基準金利の110%に設定
2012年7月6日	貸付金利の下限を基準金利の70%まで拡大
2013年7月20日	貸付金利の下限規制を撤廃

（中国人民銀行の通達に基づき、中国アドバイザー一部作成）

一方、『180号通達』には、銀行預金金利の上限を基準金利の110%とする規制の緩和・撤廃は盛り込まれませんでした。中国人民銀行はその理由について、「主に預金利率市場化改革の影響がさらに大きく、要求される条件も相対的に高いことを考慮した」としています。金利の完全自由化には、預金保険制度や金融機関の破綻処理制度の導入が欠かせないことから、中国政府は今後、こうした制度の策定と歩調を合わせて、預金金利の規制緩和を進めていくものとみられます。

【図表3】金融機関の人民元貸付における実際の金利水準（2013年1～3月）

単位：％

	基準以下	基準	基準以上					
基準金利×N倍	0.7～1.0	1	(小計)	1.0～1.1	1.1～1.3	1.3～1.5	1.5～2.0	2.0以上
1月	10.62	25.08	64.30	19.84	25.23	7.87	8.29	3.07
2月	11.69	25.05	63.26	19.57	23.96	7.88	8.83	3.02
3月	11.44	23.79	64.77	19.55	24.71	8.15	9.27	3.09

（出所：中国人民銀行『2013年第1四半期通貨政策執行報告』）

*

『180号通達』の詳細については、3ページの日本語仮訳および4ページの中国語原文をご参照ください。

【みずほコーポレート銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部 月岡直樹】

【ご注意】

1. **法律上、会計上の助言：**本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持：**本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権：**本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複製、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責：**
 - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性やいは完結性を表明するものではありません。
 - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。

（日本語仮訳）

中国人民銀行管理局
銀発[2013]180号
利率市場化改革のさらなる推進に関する通達

中国人民銀行上海総部、各分行・営業管理部、各省都（首府）都市中心支行・深圳市中心支行、国有商業銀行、株式制商業銀行、中国郵政貯蓄銀行、各金融資産管理会社：

利率の市場化改革をさらに推進するため、國務院の批准を経て、中国人民銀行は2013年7月20日より全面的に金融機関の貸付利率制限を開放することを決定した。ここに関連事項について以下のように通知する。

1、金融機関の貸付利率制限の全面的な開放

金融機関の貸付利率0.7倍の下限を取り消し、金融機関が商業の原則に基づき自主的に貸付利率水準を確定する。個人住宅貸付利率の変動幅は調整せず、もとの変動幅をなお維持して変更せず、差別化された住宅ローン政策を引き続き厳格に執行する。

手形割引利率の制限を取り消し、割引利率を再割引利率の基礎の上に加点して確定する方式を改め、金融機関が自主的に確定する。

農村信用社の貸付利率2.3倍の上限を取り消し、農村信用社が商業の原則に基づき自主的に顧客に対する貸付利率を確定する。

2、金融機関は、貸付利率の市場化価格設定方式に積極的に適応し、市場の需給を基礎として、期限、信用等のリスク要素を合わせて合理的に貸付利率を確定する。価格設定メカニズムの建設を完備化し、差異化サービス水準を向上させ、穏当に契約関係进行处理し、貸付の正常な実行を保証する。財務の厳格な制限および利率のリスク管理を強化し、内部管理措置の有効な具体化を確保し、関連制度方法を遅滞なく人民銀行に報告して届出すること。

3、人民銀行上海総部、各分行（営業管理部）、各省都（首府）都市中心支行、深圳市中心支行は、本通達を直ちに管轄内の都市（農村）商業銀行、農村合作銀行、農村信用社、人民元の預金・貸付業務を展開する外資銀行等の金融機関に転送し、関連指導業務を適切に遂行すること。

4、貸付利率制限の全面開放後の各方面の反応および発生した新状況、新問題に対し、遅滞なく処理し、合わせて人民銀行総行に報告すること。

中国人民銀行
2013年7月19日

(中国語原文)

中国人民银行
银发[2013]180 号
关于进一步推进利率市场化改革的通知

中国人民银行上海总部，各分行、营业管理部，各省会（首府）城市中心支行、深圳市中心支行，国有商业银行、股份制商业银行，中国邮政储蓄银行，各金融资产管理公司：

为进一步推进利率市场化改革，经国务院批准，中国人民银行决定，自 2013 年 7 月 20 日起全面放开金融机构贷款利率管制。现就有关事宜通知如下：

一、全面放开金融机构贷款利率管制

取消金融机构贷款利率 0.7 倍的下限，由金融机构根据商业原则自主确定贷款利率水平。个人住房贷款利率浮动区间不作调整，仍保持原区间不变，继续严格执行差别化的住房信贷政策。

取消票据贴现利率管制，改变贴现利率在再贴现利率基础上加点确定的方式，由金融机构自主确定。

取消农村信用社贷款利率 2.3 倍的上限，由农村信用社根据商业原则自主确定对客户的贷款利率。

二、金融机构要积极适应贷款利率的市场化定价方式，以市场供求为基础，结合期限、信用等风险因素合理确定贷款利率。完善定价机制建设，提高差异化服务水平，稳妥处理合同关系，保证贷款正常发放。强化财务硬约束和利率风险管理，确保内部管理措施的有效落实。相关制度办法要及时报人民银行备案。

三、人民银行上海总部、各分行（营业管理部）、省会（首府）城市中心支行、深圳市中心支行要将本通知立即转发至辖区内城市（农村）商业银行、农村合作银行、农村信用社、开办人民币存、贷款业务的外资银行等金融机构，做好相关指导工作。

四、对全面放开贷款利率管制后各方面的反应及出现的新情况、新问题要及时处理并上报人民银行总行。

中国人民银行
2013 年 7 月 19 日